

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年7月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900337号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000024号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成28年5月1日から平成29年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年5月から平成29年1月までの標準報酬月額については、26万円から28万円とする。

平成28年5月から平成29年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年5月から平成29年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年9月1日から平成28年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年9月から平成28年4月までの標準報酬月額については、26万円から28万円とする。

平成27年9月から平成28年4月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年9月1日から平成29年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、給与の支給額に比べて低額である。また、請求期間のうち、平成28年9月1日から平成29年2月1日までの期間について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成28年5月1日から平成29年2月1日までの期間について、請求者が

ら提出された給与明細書（以下「給与明細書」という。）及び年金事務所から提出された請求者に係る賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者の当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 28 年 5 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 28 年 5 月から平成 29 年 1 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、年金事務所は、請求者に係る平成 27 年の定時決定における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届は未提出であるため保険者算定が行われた旨回答している上、年金事務所が保管する請求者に係る平成 28 年の定時決定における健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届は、請求期間における厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 31 年 3 月 29 日に、事業主から提出されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

2 請求期間のうち、平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 26 万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が、事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

一方、上記給与明細書により、請求者は、平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額 26 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

以上のことから、厚生年金特例法による訂正は認められないものの、請求者の A 社における請求期間のうち平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日までの標準報酬月額に係る記録を、28 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900702号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年11月1日から平成28年11月1日まで

A社は、平成26年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になったにも関わらず、私の資格取得日は平成28年11月1日となっている。請求期間において同社に勤務していたので、平成26年11月1日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の事業主から提出された請求者の平成26年分、平成27年分及び平成28年分給与所得に対する源泉徴収簿並びに事業主の回答から、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、年金事務所から提出されたA社の健康保険厚生年金保険新規適用届には、所定労働時間に比べ短時間勤務のパート従業員は、社会保険に加入しない者として記載されていることが確認できる。同社の事業主は、請求者は、1日あたりの就労時間が短く、請求期間において、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていない旨回答している上、請求期間に同社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚一人は、請求者は、短時間勤務のパートであったと思う旨回答している。

また、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している上、上記源泉徴収簿において、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる上、A社の事業主から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における請求者の資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。